

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う 市施設の利用等について (令和5年5月8日以降)

令和5年4月27日
富 谷 市

1 趣旨

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」へ移行されることに伴い、今後、市立幼稚園、小学校、中学校、市の施設の取り扱い等について、以下のとおり運用するものとする。

2 市立幼稚園、小学校、中学校について

- ・園児、児童生徒及び教職員については、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ・日常の健康観察にあたっては、健康観察表の提出や検温は必須とせず、発熱や咳などの症状の有無を確認する。
- ・効果的な換気を実施するとともに、こまめな手洗いなど手指衛生を励行する。
- ・食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないように注意する。また、黙食は必要ないこととする。
- ・部活動の大会等への参加にあたっては、主催者や競技団体等の作成するガイドラインを遵守する。

3 市が主催するイベント・会議・行事等について

市が主催するイベント・会議・行事等については、別紙「市が主催するイベント・会議・行事等に関する実施方針」に基づき実施する。

4 市の施設等の取り扱い等 (令和5年5月8日(月)以降)

施設名	利用時間	特記事項
市役所本庁舎	月～金 8時30分～17時30分 ※毎月第1・第3月曜日のみ 19時00分まで (市役所本庁舎1階のみ)	●証明の取得等 ・「税証明」「住民票」「戸籍証明」の請求については、郵送による申請のほか、マイナンバーカードを使用したコンビニ交付もご利用いただけます ※証明等請求書の様式は市ホームページに掲載 ●窓口開庁時間について ・開庁時間は祝日を除き月～金の8時30分～17時30分 ただし、毎月第1・第3月曜日のみ19時00分まで窓口を延長 (月曜日が休日の場合は、翌開庁日) ※窓口延長対象施設は、市役所本庁舎のみの1階業務部署(市民課・税務課・生活環境課・長寿福祉課・地域福祉課・健康推進課・子育て支援課・会計課)
各出張所	月～金 8時30分～17時30分	●窓口開庁時間について ・開庁時間は祝日を除き月～金の8時30分～17時30分

施設名	利用時間	特記事項
とみや子育て支援センター	月～金 8時30分～17時30分	<ul style="list-style-type: none"> ●法定健診及び法定に準ずる健診等（母子手帳交付含む） <ul style="list-style-type: none"> ・平熱よりも1度以上高い場合、体調不良の場合は受診見合せを徹底 ●予防接種（BCG） <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じた上で実施 ●上記以外の事業について <ul style="list-style-type: none"> ・定員を設け予約制で実施
とみや子育てサロン	火～土 9時00分～ 15時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の利用を開始 ・飲食スペース開放(11時30分～12時)
放課後児童クラブ	月～金 放課後～ 19時00分 土 8時00分～ 18時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの廃止 ・通常の利用を開始
保育所等	月～土 施設毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの廃止 ・通常の利用を開始
総合運動公園	火～日 屋内施設 9時00分～ 21時00分 屋外施設 9時00分～ 21時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの廃止 ・当面の間、換気の確保・手指の消毒の励行といった利用案内を提示のうえ、通常の利用を開始
公民館 (とみや子育てサロン以外)	月～日 9時00分～ 21時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの廃止 ・当面の間、換気の確保・手指の消毒の励行といった利用案内を提示のうえ、通常の利用を開始
西成田 コミュニティセンター	火～日 9時00分～ 21時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの廃止 ・当面の間、換気の確保・手指の消毒の励行といった利用案内を提示のうえ、通常の利用を開始 <p>※宿泊利用開始については、後日、広報・ホームページで案内</p>
大黒澤苑	火～日 9時00分～17時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの廃止 ・当面の間、換気の確保・手指の消毒の励行といった利用案内を提示のうえ、通常の利用を開始
民俗 ギャラリー	火～日 9時30分～16時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの廃止 ・当面の間、換気の確保・手指の消毒の励行といった利用案内を提示のうえ、通常の利用を開始

施設名	利用時間	特記事項
富谷市学校 体育施設	体育館 9時00分～ 21時00分 校庭 5時00分～19 時00分	・ガイドラインの廃止 ・児童生徒の安全を優先に学校の対応に基づき、利用案内を提示のうえ、通常の利用を開始
福祉健康 センター	月～金 8時30分～ 17時30分	・浴場・各種教室等については、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施
富谷市 まちづくり産 業交流プラザ (TOMI+)	月～日 9時00分～ 21時00分 (年末年始 除く)	・当面の間、換気の確保・手指の消毒の励行といった利用案内を提示して運営
富谷宿 観光交流ステ ーション (とみやど)	月・水・木・ 金・土・日 10時00分～ 17時00分 休所日： 火曜日	・当面の間、換気の確保・手指の消毒の励行といった利用案内を提示して運営
公園		・利用上の注意が必要となる場合はホームページ等により周知

5 施設に関する各種ガイドライン

現在運用している各施設における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する各種ガイドラインは、廃止する。

6 その他

現在設置している富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議は、国の対策本部会議の廃止に伴い、廃止する。

富谷市長から市民の皆さまへのメッセージ（4月27日）

市民の皆様、事業者の皆様並びに最前線で業務に当たっている保健医療機関の関係者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解とご協力をいただいておりますことに深く感謝いたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが、5月8日から「5類感染症」に移行することに伴い、県は4月26日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、今後の県の対応や保健医療の体制等について審議をいたしました。

その結果、5類感染症に変更となった後の県の対応として、宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部、および宮城県危機管理対策本部については、国の対策本部の廃止に伴い廃止とし、また、基本的な感染対策や店舗従業員の体調管理の徹底といった県民や飲食店などへの要請も、すべて終了することとなりました。ただし、5類移行後も引き続き感染動向の把握を続け、感染者数が増加した場合等は、県民に対して情報提供・注意喚起を行うこととしています。

保健医療体制としましては、幅広い医療機関による自律的な通常の対応を行うことや、すべての医療機関での入院受け入れができるよう、行政が支援していくこととなりました。

これを受け、本市としましても、4月27日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市の方針を確認いたしました。

本市としましては、市施設の利用等について、ガイドラインを廃止し、一部の施設をのぞき、通常の利用を開始しますが、県内の新規陽性者数が前週を上回る日が続いていることから、市民の皆様、事業者の皆様には、各自の判断において引き続き感染防止対策へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナワクチンにつきましては、令和5年5月9日から65歳以上の高齢者や12歳から64歳までの基礎疾患を有する方、医療従事者・介護従事者等を対象に接種を開始いたします。

5月8日より、オミクロン株ワクチンを接種して3か月以上経過した方に対し、年齢順に接種券を発行する準備を進めているところです。

県の対策本部が廃止になることに伴い、本市の対策本部も5月7日をもって廃止とさせていただきます。

市としましては、5類移行後も感染動向の把握をつづけ、感染者数が増加した場合等は、情報提供・注意喚起を行いますので、市民の皆様や事業者の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。